

地域計画

策定年月日	令和7年3月
更新年月日	令和8年3月 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	藤枝市 22214
地域名 (地域内農業集落名)	西益津・藤枝 (稲川、益津下、長楽寺、郡、田中、平島上、平島下、原、若王子、市部、五十海)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	232 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	232 ha
② 田の面積	113 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	119 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	59 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	43 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	51 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	20 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・西益津地区内の農地は水稻栽培が中心となっている。水稻のほかには花き(バラ・キク)、トマト、キュウリ、イチゴなどの施設園芸が盛んである。 ・藤枝地区は平坦地のほとんどは市街地であり、北西部の丘陵地で茶とみかん、たけのこが栽培されている。 ・西益津の農地は、土地改良事業が実施され、大井川用水により水利は確保されているが、農業者の高齢化や減少により、遊休農地が増加している。 ・平坦な農地の多くの圃場では水稻が作業委託されている。受託業者によっては、水管理(セギの開閉など)の地元のルールを知らなかったり、守っていない場合もあり、課題となっている。また、入り作の人は植えっぱなしで管理をしない人もいるとの声も聞かれる。 ・平島地区は、畑地化されている田もあり、水の管理ができていない。 ・分散している農地を、担い手にとって効率の良い圃場に集約していく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に農地利用を集約していく。 ・耕作放棄地に対して地域ぐるみで対応していく仕組みを検討していく(多面的機能支払交付金)。 ・稲川地区の圃場は、地域内の担い手で守っていく。 ・施設園芸で栽培している花き、イチゴ、トマトなどについて、販路の拡大をしていくとともに差別化、ブランド化を図っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構を活用した、担い手への農地集積・集約化を基本とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	10.2	%	将来の目標とする集積率 80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構をの活用により、今後も引き続き、担い手への農地集積・集約を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用して、耕作者と耕作地、栽培品目が効率的になるように、受け入れ意欲のある担い手に集約していく。 ・新規就農者の育成において、地域は県、市、JAと連携して、就農しやすい環境を整える。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会やJAと協力して、規模縮小や離農を検討している農家及び農地の情報や、受け手となる担い手の情報を集約する。 ・農地バンクの利用について、相談窓口や手続きなど詳細がわかるチラシ等を作成し、農地所有者に共有する。 ・耕作放棄の状態が続く前に所有者の現状や農地維持の考え方を聞くことができる日常の声掛けや情報共有の機会をつくる。
(3) 基盤整備事業への取組
<ul style="list-style-type: none"> ・大型機械や農作業用の車両が入れるように、効率的な圃場に向けた新たな再整備を検討する。 ・水稲において省力化・効率化を目指すためには、圃場の大区画化と水路の再整備が必要である。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県農業振興公社の持つ、地域内及び近隣市町や県外の担い手の情報提供により、多様な経営体の確保を図る。 ・新規就農者に対して、県、市、JAは十分な指導体制を確保するほか、初期投資の支援について検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・農作業等の請負について、JAが窓口となって請負組織・団体についての情報を収集、整理する。 ・収集、整理した担い手の情報について、農地所有者や高齢の耕作者に情報提供をしていく機会を作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①ハクビシン、ネズミ、タヌキ、イノシシ、カモシカ、モグラ等の鳥獣害対策をする。
- ②有機栽培農地と慣行栽培農地のゾーニングや有機栽培農地の団地化に向けた地域の話し合いを継続していく。
- ③ICTの技術を利用した水稲栽培の水管理技術の導入について検討する。イチゴなどの施設栽培などに、ICTを利用したスマート農業を利用できるように研究・検討を進める。ドローン導入による農作業の実情について、安全性や性能紹介を農業者のみでなく、農地周辺の住民に紹介する機会を設ける。
- ④販売利益が上がる栽培手法などを模索し、実行する。
- ⑤特産の温州ミカンなどのブランド化に向けた取組を進める。新たに取り組む果樹栽培等の施設・設備を補助する取組を充実させる。
- ⑥燃料費の高騰による負担を軽減する支援を検討する。
- ⑦地域ぐるみで農地、水路、農道等を保全補修する活動について、検討する(多面的機能支払交付金)。
耕作放棄地の抑制・管理方策として、市民農園化を進める。
- ⑧水門の老朽化や、離農・高齢化による管理する人の減少等の問題解決のために、施設の省力化・電動化を図る。

